

調整方針修正案の再協議分(第2回産業経済小委員会 / 2項目中2項目)

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
1	20 経済	統合 (一本化)	1 酪農先進地視察研修に対する一部補助及び離農跡地等に新規に就農する農業者の支援については、鶴居村の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 2 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。 3 鶴居村で実施している良質乳生産に対する補助については、新市の制度として引き継ぐ。	統合 (同一内容)	1 釧路市と阿寒町で実施している阿寒酪農振興会への運営費補助については、現行のまま新市に引き継ぐが、他の農業団体への方針と併せて調整する必要がある。	調整方針の「(一本化)」を「(同一内容)」に修正 1及び3の記述を削除し、「2」を「1」に修正	については、変更内容のにより、制度を一本化とする記述にならなくなったため については、鶴居村離脱による	産業経済	25-13		
	01 農業・畜産業の状況	合併時		同左							
	03 農業・畜産業振興事業										
	16 酪農対策										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
2	20 経済	統合 (一本化)	1 阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	同左	1 釧路市の例により一本化し、阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いについては、これまでの経緯もあることから3年程度の経過措置が必要と思われる。	1の記述中、「釧路市の例により一本化し、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	産業経済	20		
	05 商工業の状況	経過措置 3年程度		同左							
	04 商工業振興事業										
	03 中小企業等活性化推進										

再協議にあたり下記の修正案を提示します

同左	1 釧路市の例により一本化する。	調整時期の「経過措置3年程度」を「合併時」に修正	については、調整内容の修正(のとおり)による	産業経済	20
合併時		1の記述を修正	については、調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加するとともに、阿寒町の固定資産税課税免除規定等の取扱いが[20-05-04-10]「企業誘致」の項目で整理済みのため		